

健康保険証の廃止について

1. 概要

法令の改正により、保険証利用登録されたマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みに変わることから、現行の保険証は令和6年12月2日に廃止され、廃止日以降は、保険証の新規発行・再発行ができなくなる。

2. 現在の保険証について

令和6年7月下旬に令和7年7月31日まで有効な保険証を、あわら市国民健康保険に加入している人へ一斉送付しており、現行の保険証が廃止される12月2日以降も、保険証は有効期限まで引き続き使える。

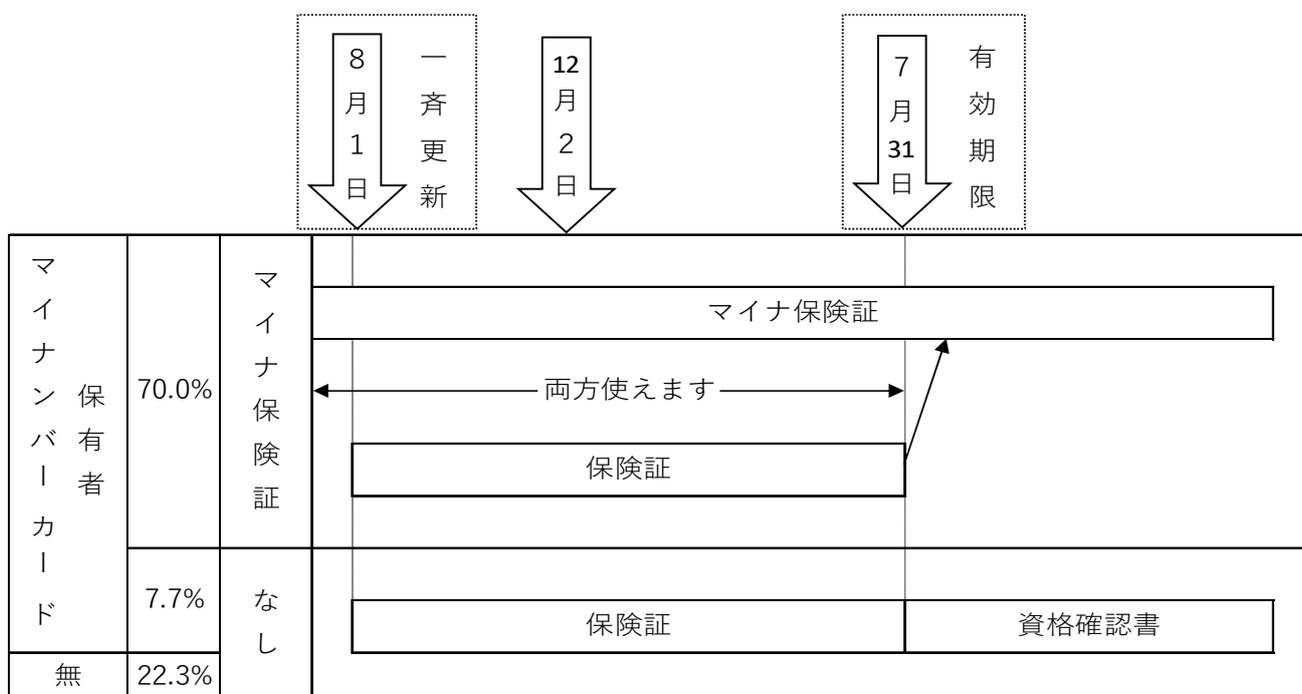
3. 健康保険証廃止後の対応について (令和6年12月2日～)

新規加入者への対応

- ・マイナ保険証がない人・・・「資格確認書」を発行
- ・マイナ保険証がある人・・・「資格情報のお知らせ」を発行

有効期限切れへの対応 (令和7年7月)

- ・マイナ保険証がない人・・・「資格確認書」を一斉送付
- ・マイナ保険証がある人・・・「資格情報のお知らせ」を一斉送付



4. マイナ保険証のメリット

- ・医療費の節約 (自己負担の軽減)
- ・より良い医療が受けられる
- ・手続きなしで高額医療制度の限度額を超える支払いが免除

後発医薬品使用割合と今後の取り組みについて

後発医薬品（ジェネリック医薬品）

主な特徴：有効成分、効能、用法・用量等は先発医薬品と同じ。価格が安い。（添加剤、形や大きさ、味などが異なる）

使用促進の効果：患者負担の軽減。限られた医療保険財政の改善。

政府目標：使用割合(数量シェア) 80%

保険者努力支援制度において、全体に対する評価配点割合が年々高くなってきている。

一定の評価指標に基づき、国が交付金を交付する制度。

後発医薬品促進の取組・使用割合配点比較：R1 14.7%、R2 13%、R3 13%、R4 13.5%、R5 13.8%、R6 16.7%

今までの取組：国保連に委託し、年2回通知。保険証更新時、被保険者全世帯に後発医薬品の周知チラシ同封。

その他、広報やホームページ等で周知

現状：あわら市 73.7% (R5.9月診療分 県内16位) 参考：福井県平均 82.4%

今後の取組：①国保新規加入者に、ジェネリック医薬品の周知（ジェネリック医薬品希望カードの配付、普及啓発用グッズ配布）
②医療機関・薬局等への協力依頼

